小国町教育委員会事務局組織規則及び白い森学習支援センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

小国町教育委員会教育長　今　秀之

小国町教育委員会規則第　６　号

小国町教育委員会事務局組織規則及び白い森学習支援センター設置規則の一部を改正する規則

（小国町教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　小国町教育委員会事務局組織規則（平成９年小国町教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「教育振興室と生涯学習室と高校魅力化推進室」を「教育振興室、生涯学習室及び高校魅力化推進室」に、「それら」を「これら」に改め、同条第２項中「おぐに開発総合センター管理担当」の次に「及び白い森おぐに総合文化センター管理担当」を加える。

第３条第１項第１号①コ中「おぐに開発総合センター」の次に「、白い森おぐに総合文化センター」を加え、同項第２号①タ中「民族文化」を「民俗文化」に改め、同条に次の１項を加える。

３　白い森おぐに総合文化センター管理担当の分掌事務は、白い森おぐに総合文化センターの管理及び運営に関することとする。

第７条中「通り」を「とおり」に改め、同条の表おぐに開発総合センター所長の項の次に次のように加える。

白い森おぐに総合文化センター所長	上司の命を受けて白い森おぐに総合文化センターの事務を掌理する。

（白い森学習支援センター設置規則の一部改正）

第２条　白い森学習支援センター設置規則（平成２６年小国町教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「岩井沢 704 番地（おぐに開発総合センター内）」を「岩井沢 673 番地（小国町立小国小学校内）」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。